

可茂消防事務組合広報紙「広報可茂消防」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、可茂消防事務組合広告掲載取扱要綱（平成31年可茂消防事務組合訓令甲第6号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、可茂消防事務組合（以下「組合」という。）が発行する広報紙「広報可茂消防」（以下「広報紙」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載できる広報紙)

第2条 広告の掲載ができる広報紙は、組合が年3回発行する広報紙の各号とする。

(広告の内容)

第3条 広報紙に掲載できる広告は、要綱第3条の定めによるほか、広報紙のイメージを損なうことのない内容又はデザインとする。

(広報紙との区別)

第4条 読者が、広報紙の記事の一部であるかのように混同するおそれがある表現又は組合の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

(広告の規格等)

第5条 広報紙に掲載できる広告の規格等については、次の表のとおりとする。

項目	広告の内容
広告枠のサイズ	(1) 1つの広告枠のサイズは、縦50ミリ×横85ミリとする。 (2) 広告主は、広報紙1号当たり最大2枠まで（縦50ミリ×横172ミリ）掲載できるものとする。
広告掲載料	(1) 広告主が管内で事業を営む個人又は管内に本社、支店、営業所、店舗等を有するとき 1枠当たり5,000円 (2) 広告主が前号以外するとき 1枠当たり7,000円
広告枠の数	広報紙の各号ごとに、最大4枠とする。
掲載位置	各号の表表紙と裏表紙を除く消防本部総務課が指定

	する位置とする。
掲載期間等	<p>(1) 広報紙の各号を単位とする。</p> <p>(2) 広告主は、連続して広告掲載を希望する場合は、同一年度内で最大3号分まで、あらかじめ申請することができるものとする。</p> <p>(3) 組合のホームページで公開している広報紙への広告掲載は行わないものとする。</p>
デザイン等	<p>(1) 色彩は消防本部総務課の指定する色刷りとする。</p> <p>(2) 広告枠の中に「広告」という文字を明記するものとする。</p> <p>(3) 組合は、広告のデザイン及び内容について、広報紙のイメージを損なうことのないよう広告主と調整することができる。</p>

(広告掲載の優先順位)

第6条 前条に規定する広告枠の数を超える申込みがあった場合において、広報紙に広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人又はこれに類するものの広告
- (2) 法人その他団体（前号に掲げるものを除く。）又は事業を営む個人で、管内に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

2 前項の定めによるほか、さらに、優先順位を次の順序とする。

- (1) 掲載申込期間が長いもの
- (2) 申込みの早いもの

(広告掲載の募集)

第7条 広報紙への広告掲載の募集は、広告媒体により行うものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。